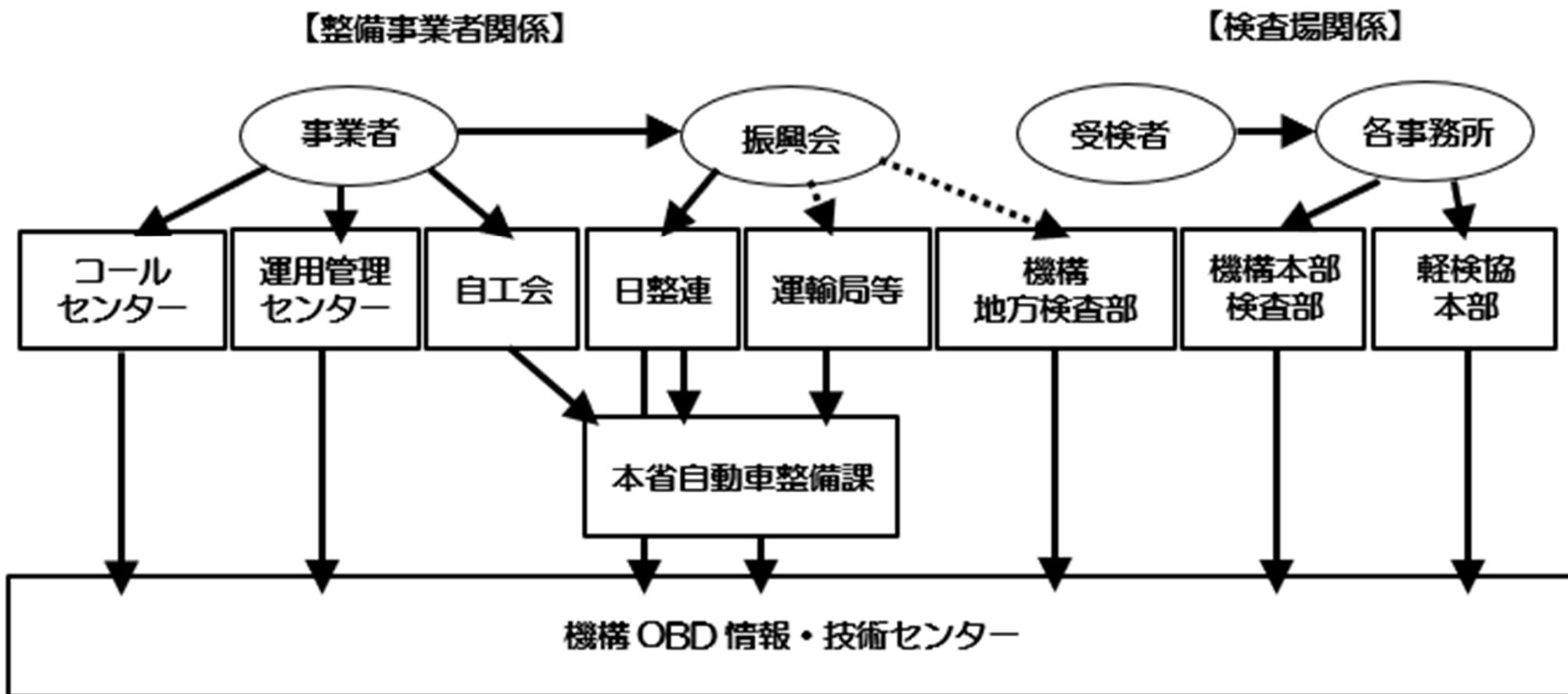


# プレ運用等において明らかとなった課題

# プレ運用等において明らかとなった課題の収集

- 10月1日から開始されたプレ運用を通じて明らかとなった課題について把握するため、整備事業関係者及び検査場関係者から情報収集を実施。
- 情報収集フローは下図のとおりであり、独立行政法人自動車技術総合機構において一元的に課題を集約することとしている。

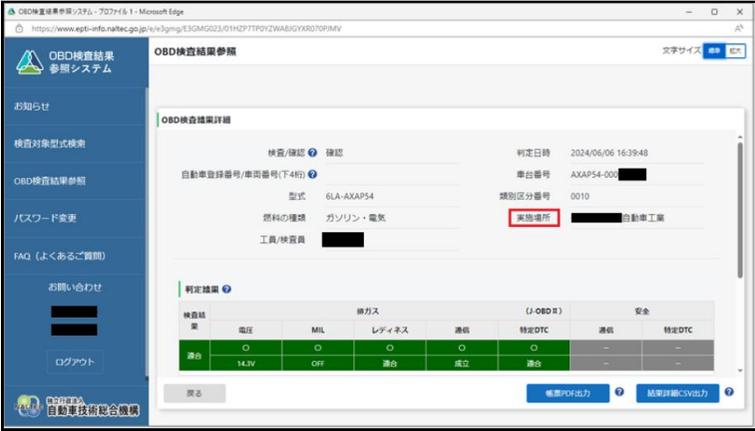
※情報収集期間：令和6年5月14日～7月8日（左記期間以降も課題集約を実施中）



項番	意見元	課題	国土交通省、(独)自動車技術総合機構の対応
1	認証	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>セキュリティゲートウェイ(SGW)機能※を実装するECUの場合、現段階では使用できるスキャンツールが限られており、かつ、スキャンツールにより、ECU情報を読み取る場合には、有料でライセンスを取得して解除する必要がある。</u></li> <li>● <u>今後各メーカー様々なセキュリティ機能を実装していくことが考えられるところ、OBD検査のために、車両毎に追加費用がかかることのないようにしていただきたい。</u></li> <li>● (OBD検査の実施に、ライセンス取得が必要かは不明であるものの、追加費用が懸念されたため意見があったもの。)</li> </ul> <p>※ 「セキュリティゲートウェイ(SGW)機能」とは、通信ネットワークをサイバー攻撃やハッキングから保護するために、実装しているセキュリティ機能のことをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>型式認定を受けた検査用スキャンツールであれば、全てのOBD検査対象車(SGW機能を搭載する自動車を含む)について、有料ライセンス等を使用することなく、「OBD検査」を実施可能です。</u></li> <li>● 他方で、OBD検査に不合格となった車両を「整備」するためには、自動車製作者等が作成する整備要領書に従って、整備用スキャンツール等を用いて作業を行う必要があり、その際、ご指摘のようなSGWの解除が必要となる可能性があります。</li> <li>● この点、国交省としても、自動車ユーザーがディーラー以外の整備工場でも必要な整備を受けられる環境を広く整えていく必要があると認識しており、そのための施策を講じてまいります。</li> </ul>
2	振興会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>スキャンツールの体験会を開催したところ、データリンクコネクタにVCIを挿しにくい事例が25件中5件発生した。</u></li> <li>● <u>本運用後においても、この頻度でVCIを挿しにくい車両があることが考えられるため対策が必要。</u></li> <li>● <u>すでに議論中のこととは思いますが、接続を容易にする延長ハーネスの認証を強く希望する。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>車両とVCIを接続する延長ケーブルについても、検査用スキャンツールの一部として型式認定を受ける必要があります。(延長コードの取扱いについては、参考資料2「接続ケーブルに関するルール等の適用関係」参照)</u></li> <li>● <u>ご指摘の状況と延長ケーブルの必要性について、ツールメーカーに情報提供します。</u></li> </ul>

項番	意見元	課題	国土交通省、(独)自動車技術総合機構の対応
3	指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定DTCは「過去コード」は対象としないということだが、整備用スキャンツールで「過去コード」とされているもので特定DTCとなるものがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定DTC照会アプリでのOBD検査で不適合となる「特定DTC」は、基準に適合しなくなる故障の存在を推断できるものとして自動車メーカーが選定しています。</li> <li>● このため、「特定DTC」が記録されている場合、それは検査時の状態において、現に基準に適合しなくなる故障の存在が推断される状態にあります。</li> <li>● 他方で、「過去コード」の用語の定義は定まっていますが、上記定義のとおり、「特定DTC」が記録されている状態は、少なくとも、「過去に故障状態にあったが現在はその状態にない」ということではありません。</li> <li>● メーカー純正診断機を含む整備用のスキャンツールでは、上述の特定DTCの定義に該当する故障コードであっても、「過去コード(それに類似したもの)」と表示されるものがあると聞いておりますが、その定義は明らかでなく、必ずしも「特定DTC」の定義に整合しません。</li> <li>● これらのことより、整備用スキャンツールに何らかのDTCが表示される場合には、特定DTCに該当する可能性があることから、検査用スキャンツールでOBD確認を行っていただくか、又は、全てのDTCを消去して再現しない状態に整備してください。</li> </ul>

項番	意見元	課題	国土交通省、(独)自動車技術総合機構の対応
1	指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● OBD確認モードで「プリウスアルファ(初度登録年月:平成23年9月)」の車両情報を手入力して、要否確認実施後、「アクア(初度登録年月:平成30年6月)」に車両を変更しスキャンツールを接続すると検査結果として「適合」が表示された。</li> <li>● 入力した車両情報とは異なる車両へ繋いでOBD確認を実施しているのに、特定DTC照会アプリ側で特にエラーが出なかったことに対し、不安に思っている。</li> <li>● 替え玉受検をエラーで防げない現状であれば、場合によっては悪さができるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定DTC照会アプリは、車両ECUに記録された車台番号(VIN)を読み出しますが、これまでの準備会合でも議論されたとおり、ECUに記録されたVINの真正性は、現状、法的に担保されていないため、<u>入力した車台番号と異なる場合でも、OBD検査不可とまではせず、警告を表示するに留めています。</u></li> <li>● このため、原理上、ご指摘のような「替え玉受検」をすることは可能ですが、その履歴はOBD検査サーバーに記録されるため、<u>事後の監査等において発覚した場合には、処分の対象となります。</u></li> </ul>
2	指定 検査場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● OBD検査を実施したところ以下の文言が表示された。</li> </ul> <p>【メッセージ内容(特定DTC照会アプリ)】 車両から取得した車両識別番号は(????????????????)です。</p> <p>【メッセージ内容(検査場)】 VIN情報と車台番号が一致しません。 VIN:???????????????? 問題無いか確認してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>以下に記載する車両(通称名ノア・ヴォクシー、OBD検査対象外車両)については、車両ECUに記録されたVIN情報が、「????????????????」となっていることから、アプリ画面上にそのまま表示されるものです。(正常動作です)</u></li> <li>● <u>しかしながら、アプリ画面上に「????????????????」と表示された場合、「何か異常があるのではないか」といった心配・誤解を与えるおそれがあるため、このような表示は出ないようにするシステム改修を2024年9月に行います。</u></li> </ul> <p>対象型式(全て通称名:ノア・ヴォクシー) 3BA-ZRR80W、DBA-ZRR80W、DBA-ZRR80G DBA-ZRR85G、3BA-ZRR85G、6AA-ZWR80W 3BA-ZRR85W、6AA-ZWR80G、3BA-ZRR80G DBA-ZRR85W、DBA-ZRR70G</p>

項番	意見元	課題	国土交通省、(独)自動車技術総合機構の対応
3	振興会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 共同使用を想定し、振興会のパソコン(振興会にてクライアント証明取得し、アプリをインストールしたパソコン)にて、別の事業者(共同使用借りる側)のID・パスワードでログインしOBD確認を実施したところ、結果参照システムで、「実施場所」として、共同使用の『借りる側の事業者名』が表示された。「実施場所」は、共同使用において『貸す側の事業者名』が表示されるべきではないか。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● OBD検査結果に表示される「実施場所」については、<u>OBD検査を実施した検査員が所属している事業場を示しています。</u></li> <li>● しかしながら、これを「実施場所」と称することについては、<u>ご指摘のような誤解を招くため、今後、表示を「事業場名」とする改修を検討します。</u></li> </ul>
4	指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 傘下の事業場を誤って利用停止を行ってしまった。</li> <li>● <u>誤って利用停止しないように、「利用停止してもよろしいでしょうか」等のポップアップが表示されるような改修を検討いただきたい。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>ご要望を踏まえ、システム改修を検討します。</u></li> </ul>

項番	意見元	課題	国土交通省、(独)自動車技術総合機構の対応
1	振興会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定工場におけるOBD検査で不合格となり、窓ガラス交換のみ他の工場を外注作業した場合等においては、<u>その再入庫時に、受け入れ作業を最初からやり直すのではなく、関係ない部位の点検(足回りの点検整備作業など)を省略できるようにして欲しい。</u></li> <li>● 全ての再点検を求められると、消耗品等の負担が発生するだけでなく、新たな特定DTCが記録されるなど、作業に終わりが見えなくなるおそれがある。(管理行程や記録等の負担が増えることについては容認)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定整備において、外注が認められている作業について外注する場合、<u>該当作業が保安基準適合性に影響が無いと判断できる部位については、再入庫時の点検を省略可能です。</u></li> </ul>
2	振興会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定工場において、<u>検査専用スキャンツールを敷地外へ持ち出しての使用はできないと理解しているが、複数の検査専用スキャンツールを届出している場合に、完成検査が実施できる最低1台を残してあれば他の事業場(指定、認証問わず)での使用を認めてもらいたい。</u>(ID等は借り受けた工場のものを使用)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検査用スキャンツールを敷地外に「持ち出す」ことは可能です。(ただし、事業場外で「OBD検査を行う」ことは不可)</li> <li>● また、OBD確認では、<u>検査用スキャンツールの借用使用が認められています。</u>詳細については、「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱い方針について」(令和6年3月28日付け国自整第278号)4.(5)に記載しております。</li> </ul>
3	振興会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検査用スキャンツールで、令和6年6月7日に認定された「<u>ボッシュ株式会社</u>」の2型式について、<u>特筆事項に「対象とする車両のバッテリーは12Vのみ」との記載があるが、指定工場がこの機器にて、検査機器の申請してきた場合は、指定工場の業務の範囲を「OBD検査は12V車のみ」などと変更しなければならないのか。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定工場の業務範囲を変更する必要はありません。</li> <li>● なお、当該検査用スキャンツールは、12V車の検査にのみ使用してください。</li> </ul>
4	指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>他者のID等の利用は禁止されている。</u>他方で、補助者が車両情報の入力作業を行う場合、検査員又は工員のIDでログインすることになるが、これは問題ないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 車両情報の入力「OBD確認又はOBD検査を実施する者」のIDにより行ってください。</li> <li>● 補助者が「OBD確認又はOBD検査を実施する者」の指示のもと、当該者のIDを利用して車両情報を入力することは可能です。</li> </ul>

項番	意見元	課題	国土交通省、(独)自動車技術総合機構の対応
1	指定 認証	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>ユーザー向け周知用チラシについて、自社で印刷するのではなく、国で用意して配布してほしい。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ユーザー向け周知用チラシについては、基本的にはOBD検査対象車両のユーザーを対象に作成したものととなります。</li> <li>● 各自動車整備振興会あてに配布しておりますが、OBD検査ポータルに電子データを掲載しておりますので、必要に応じて印刷してください。</li> </ul>
2	商工 組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>令和6年9月末でプレ運用が終了するが、本格運用開始後において、購入したスキャンツール等が適切に作動するか、OBD検査対象車が入庫するまで試すことができないのは困るので、せめて作動確認をするようなモードを設けていただけませんか。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱い方針について」(令和6年3月28日付け国自整第278号)に従って、「OBD確認モード」を活用してください。</li> </ul>
3	指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>車検整備にてOBD検査の費用を設定して良いとのことであるが、これまでもOBD点検の費用を取っていた場合、2重請求と言われませんか心配である。</u></li> <li>● <u>受入時や見積り時にOBD確認をした場合も費用を請求して良いものなのか、車検見積りだけをしてやめる人もいるため請求してよいのか？(過剰請求と言われませんか)</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 点検整備料金の設定は整備事業者の判断に委ねられますが、一般論として、整備料金は設備投資や作業時間に基づき設定されるため、その説明がつく限りにおいて、<u>料金を設定することは妥当です。</u></li> <li>● ご質問の件では、①「OBD検査」において「OBD点検」と別の設備・工数が発生するのであれば、その費用を料金に乗せることに合理性があります。②受入時や見積り時の「OBD確認」についても、当然、工数が発生しますので、料金を設定することに合理性があります。(ただし、トラブル防止のため、OBD確認実施前に、顧客に対し、<u>診断料金が発生することを説明し、了承を得ることが大切です。</u>)</li> </ul>